

住宅用火災警報器設置・維持管理状況チェック表

今治市火災予防条例により、『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられている住宅の部分すべてに、住宅用火災警報器が設置されていますか？
(寝室に煙式が義務設置、2階に寝室がある場合は階段室にも設置義務、台所は任意設置)



設置
している



半年を目安に点検しましょう！
10年が住警器の寿命です！
交換の検討を！

10年経ったら交換しましょう



一部
設置している



設置義務部分に煙式を
必要な個数確保！
いち早く設置を！



近くの電気屋さんやホームセンターに売っています！婦人防火クラブを通じて、共同購入もできます。また、連動型を推奨しています。ぜひご検討ください！

維持管理
よろしくね！



今治市消防本部では、**住警器の取付支援**を実施しています。※65歳以上の高齢者のみの住宅等で、条例に適した住警器必要個数を事前に準備していたくことなどが条件となります。

お申込み、その他住警器のお問い合わせは

今治市消防本部予防課

0898-32-2751 までお願いします。